

住民基本台帳制度におけるDV等被害者への支援措置の見直し等について

提言（令和5年5月12日（超党派）共同養育支援議員連盟）

R6.2.2 総務省自治行政局住民制度課

4. 住民票写しの交付制限等の支援措置の在り方の見直し

現在の住民票等における支援措置は、住民票の写しの交付等が制限される者に関し、DVの有無について反論する機会が実質的に与えられておらず、適正手続が確保されているとはいえない。またそのような状態で、制限を受ける者を書面上「加害者」と一方的に取り扱うことは適正手続の観点から大きな問題であり、更に本制度が自治体で適正に運用されているか否かのチェック機能も働いていない。

DV被害者保護の適正化の観点から、住民票写しの交付制限等の支援措置の在り方について直ちに実情を把握した上で、法制面も含めて制度の在り方について検討を行い、必要な見直しを講ずること。

対応状況

- 実務を担う市区町村の意見を踏まえ、関係省庁とも協議を行い、以下のとおり対応。
 - ① 交付制限を受ける者が一方的に「加害者」として取り扱われることを防止するため、支援措置において、「被害者」・「加害者」の表記を「支援措置対象者」・「相手方」に改めること
⇒令和5年11月8日付け通知により改正済み
 - ② 交付制限を受ける者の反論機会を確保するため、住民票の写し等の不交付決定に対し審査請求を行うことができるなどを伝達すること
⇒令和6年1月30日付け通知により改正済み
 - ③ 事実と異なる申出に基づき支援措置が行われることを防止するため、相談機関の意見欄等、申出書様式を見直すこと
⇒令和6年1月30日付け通知により改正済み